

② 公共施設配置の適正化

個別目標 40年間で公共施設総量を30%削減

10年間累積で施設配置適正化による収支改善55億円(※)

公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画を策定し、これらに基づいて施設配置の適正化を進めます。

※施設の統廃合等に伴う維持管理運営経費の削減、施設跡地の売却・貸付等の収入による効果を合算したもの指標とします。

主な取り組み

◆公共施設配置適正化基本計画及び同実行計画の策定

公共施設配置適正化の基本方針や目標、施設種別ごとの方向性を示した基本計画と、個々の施設についての具体的な適正化手法やスケジュールを示した実行計画を策定します。

◆施設の有効活用

各施設における行政サービスの見直しや余剰スペースの洗い出しを行い、できる限り施設を有効に活用できるよう、転用、複合化、集約化を行うほか、不要と考えられる施設については廃止し、売却を進めます。

◆計画的な改修による施設の長寿命化

定期的な施設点検を行い、計画的に改修を行うことで、余分な修繕費を抑え、安全性を確保するとともに、建物の長寿命化を推進します。

また、劣化度調査^{*48}の結果等を参考に施設の大規模改修や建て替えの時期を分散させ、財政負担の年度間の平準化を進めます。

◆施設の効率的な管理運営

施設の一元管理、業務委託や指定管理者制度など民間の力の活用、事業者や地域団体への施設の移譲等により維持管理経費を削減するほか、施設に余剰となっている部分がある場合は、該当部分の貸付や売却を進めます。

また、施設におけるサービス提供に要する経費に対して応分の負担となるよう使用料等の適正化を進めます。

(4) 受益者負担の適正化

個別目標 平成35年度までに年間受益者負担収入を2億円増

受益と負担の公平性の観点から、対象とする経費の範囲や負担割合の考え方等を定めた受益者負担の算定基準を策定し、これに基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出すとともに、各種使用料、手数料等を見直します。

主な取り組み

◆受益者負担の算定基準の策定

受益者負担を算定する際に対象となる経費の範囲や負担割合の考え方を示した受益者負担の算定基準を作成します。

◆新たに受益者負担を導入すべきサービスの洗い出し

従来、受益者負担を導入していないサービスの内容を検証し、受益と負担の公平性の観点から、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出します。

◆各種使用料、手数料等の見直し

受益者負担の算定基準に基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを含めて、各種使用料、手数料等の見直しを進めます。

(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み

歳入の確保に向けて、今後も持続的に成長し、より一層まちの活力を高め、人口を維持するだけにとどまらず、少しでも増やしていくため、限られた財源を柱となる施策に重点的に配分するとともに、これらの取り組みや明石の持つ魅力を積極的にPRしていくことで、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

主な取り組み

◆子どもが健やかに育つ環境の整備

待機児童の解消に向けた保育定員の増員、子ども・子育てに関する情報提供や相談体制等の充実、就学前教育・保育の充実などに取り組み、子どもの心豊かな成長を育むとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

◆支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境の整備

支援が必要な高齢者や障害者への支援の充実、後見支援制度^{*49}の整備、子ども養育支援施策の充実等を通じて、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境づくりを進めます。

◆明石の魅力の積極的なPR

天文科学館や明石焼、タコ、タイをはじめとする様々な明石の魅力を発信することで交流人口の増加を促進するとともに、子どもが健やかに育つ環境、支援が必要な人に必要な支援が行き届く環境を積極的にPRしていくことで、若い世代を呼び込むとともに、定住を促進し、より多くの人から選ばれるまちづくりを進めます。

(6) 取組効果額の見込み

取り組みによる累積効果額は、下表のとおりと見込んでいます。

(1)～(4)の取り組みにより、「表4 今後の収支見込み」に示す計画期間中の10年間の累積収支不足見込み額115億円を解消し、(5)の取り組みにより、さらなる収支改善を目指します。

○表5 取組効果額の見込み（普通会計・一般財源ベース）

取り組み項目	累積効果 見込み額(※)
(1) 市役所内部の取り組み	①事務経費の削減 13 億円
	②人件費の削減 130 億円
	③歳入の確保 15 億円
(2) 事務事業の見直し	13 億円
(3) 公有財産の有効活用	①未活用地の積極的活用 11 億円
	②施設配置の適正化 55 億円
(4) 受益者負担の適正化	12 億円
合計	249 億円
うち「表4 今後の収支見込み」に反映していない効果額(A) (①②人件費の削減を除く効果額)	119 億円
計画期間中の累積収支不足見込み額(B)	115 億円
取り組み後の収支差引額(A-B)	4 億円

※累積効果見込み額は、事業の廃止や職員数の削減など見直しの効果が後年度まで及ぶ取り組みについては計画期間中の効果額を累計して積算しています。

※「(5) 人口の維持、増加を目指す取り組み」による効果額は、積算が困難であるため、この表には含めていません。

4 取り組みの進め方

(1) 市役所内部での検討

職員の意識改革を推進し、既存の制度や方針にとらわれることなく柔軟な発想をもって市役所内部での検討を進めます。

① 年度ごとのテーマの決定

各年度第1四半期（4月～6月）に、各取り組み項目について、その年度の重点テーマを決め、公表するとともに、市役所内部での検討を進めます。

② 見直し案の公表・意見交換

各年度第2四半期（7月～9月）を目途に、その年度の見直し案を公表し、市民、市議会との意見交換を行っていきます。

③ 見直し内容の決定・公表

市民、市議会との意見交換の結果を勘案して見直し内容を決定し、各年度第4四半期（1月～3月）に公表します。

(2) 市民、市議会との意見交換

市民、市議会、行政が互いに情報を共有したうえで十分に話し合い、一緒に考えながら取り組みを進めます。

① 財政健全化推進市民会議

市民参画のもとに取り組みの着実な推進を図るため、公募市民、各種関係団体代表、学識経験者等で構成する財政健全化推進市民会議等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

② 財政健全化推進協議会

市と市議会とが協力して財政健全化を推進するため、市議会各会派の代表者で構成する財政健全化推進協議会等において、継続的に協議しながら取り組みを進めます。

③ 市民や関係団体との意見交換

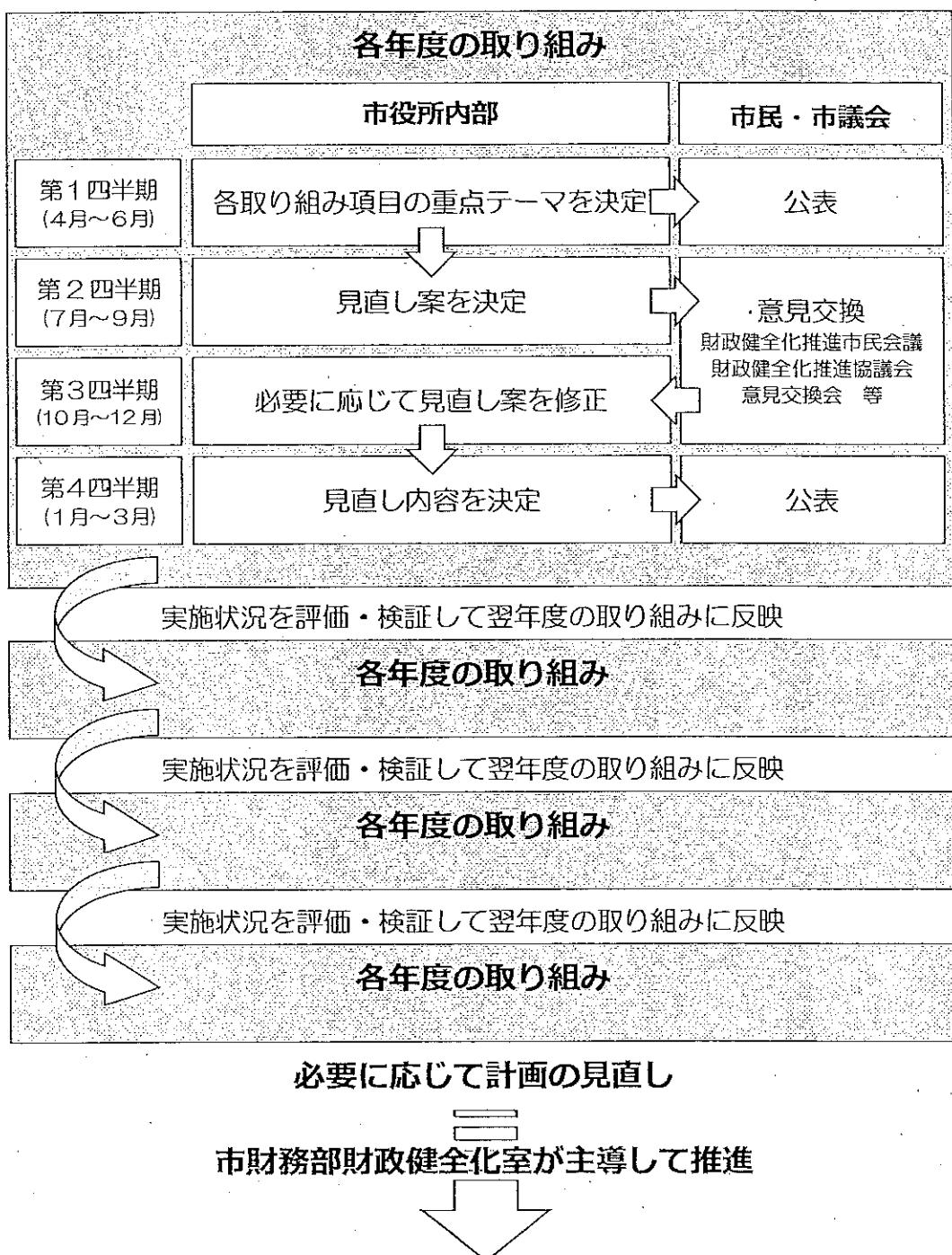
広く市民や関係団体の意見を聴きながら取り組みを進めるため、市民に分かりやすい形で十分に情報提供を行うとともに、定期的に市民や関係団体との意見交換を行います。

(3) 計画のフォローアップ

市財務部財政健全化室において、市役所内部での検討、市民、市議会との意見交換を主導し、計画を着実に推進していきます。

また、毎年度、計画の実施状況を評価・検証し、翌年度以降の取り組みに反映するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

○図 取り組みの進め方



用語説明

*¹ 行政改革大綱

少子高齢化の急速な進展や、行政需要の多様化、また地方分権の時代に対応するため、平成8年8月に策定した大綱です。「新たな時代の市民ニーズに対応できる行政の再構築を図る」を基本方針とし、事務事業の見直し、時代に即応した組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化の推進など、6つの重点事項について行財政全般について総点検を行い、行政改革を推進するものとしています。

*² 行政改革実施計画

「行政改革大綱」を基本理念として位置づけ、時代状況や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応できる行政改革の取り組みを定めた計画です。

平成23年度から平成25年度までの第6期目の計画では、第5次長期総合計画に掲げる行政経営の展開方針を実現していくための目標及び取り組み項目を定め、各種の取り組みを進めてきました。また、計画中に財政の健全化に関する数値目標として、①経常収支比率95%未満②基金残高40億円の確保③収支改善目標総額30億円④総人件費5%削減を掲げていましたが、これら4つの数値目標については、いずれも達成しました。

*³ 第5次長期総合計画

市のすべての行政計画の最上位に位置づけられる計画です。計画期間を平成23年度から平成32年度として、平成23年6月に策定しました。計画では、目指す10年後のまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、「ひと」に焦点を当てたまちづくりを進めています。また、「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」ことをまちづくり戦略としており、戦略の5つの柱を定めています。

*⁴ 再任用職員

民間における定年退職者等の再雇用にあたるものであり、地方公務員法に基づき、退職後、再度任期（原則5年）を定めて雇用される職員のことです。

*⁵ 任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期（原則5年）を定めて雇用される職員のことです。従来の臨時職員の雇用については、雇用年限等において、地方公務員法上の課題があったことから、臨時職員との置き換えを基本に、短時間勤務（原則週4日31時間勤務）の任期付職員を採用しています。

*⁶ 地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方自治体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、平成16年施行の地方独立行政法人法に基づき地方自治体が設立する法人のことです。

*⁷ 共済費

民間における健康保険、厚生年金等にあたるものであり、法令等に基づき、地方公共団体が負担する経費のことです。

*⁸ 臨時職員

地方公務員法に基づき、臨時の（原則1年）に雇用される職員のことです。

*9 指定管理者制度

従来、地方自治体やその外郭団体に限定していた市民会館や図書館などの公の施設の管理・運営を、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るために、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度で、平成15年度の地方自治法改正により創設されました。

*10 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、市の全額出資により設立された特別法人です。

*11 コンビニ収納

コンビニエンスストアにおける公金の納付書払いのことです。

*12 行政財産

地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎や消防署など自治体が事務を行うために直接利用する「公用財産」と、学校や道路など住民が一般的に共同利用する「公共用財産（公の施設）」の2つに区分されます。

*13 広告モニター

公募により決定した事業者が、民間企業等を廣告主とした廣告映像等を放映するために、庁舎に設置する機器のことです。新たな収入の確保及び市政情報発信の充実を目的とした取り組みです。

*14 地方交付税

基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のことです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。

*15 一般財源

事業費から国県からの補助金や市債（借金）などを除いた正味の市負担額をいいます。

*16 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のことです。生活保護、乳幼児・高齢者などの医療費助成、障害者自立支援費などが該当します。

*17 投資的経費

公共施設の整備費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

*18 基金

市の貯金に当たります。

*19 普通会計

地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。

地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能となるようにしてあります。

*20 財政基金

年度間の財源の不均衡を調整するために設置された基金（貯金）です。

*21 減債基金

将来の市債（借金）の償還に備えるために設置された基金（貯金）です。

***²² 特別会計等財政健全化基金**

特別会計等の健全な運営のために設置された基金（貯金）です。

***²³ 公債費**

市の借金である市債の元本や利子の支払いなどに要する経費のことです。

***²⁴ 実質公債費比率**

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

市税や地方交付税などの自由に使える収入のうち、公債費や公営企業の市債（借金）償還に対する繰出金など、実質的な市債（借金）の償還に使われたものの占める割合をいいます。この比率が 18%を超えると、市債（借金）の発行に総務省の許可が必要となります。また、25%を超えると、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むことになります。

***²⁵ 特例市**

地方分権を推進するため、市町村への権限移譲を推進する観点から、平成 12 年に創設された都市制度です。

人口 20 万以上の要件を満たし、行政ニーズが集中し事務処理に必要とされる専門的知識・技術を備えた組織を整備することが可能と思われる場合に、市からの申し出に基づき政令により指定されます。

特例市には、開発行為の許可、騒音、振動、悪臭などを規制する権限、計量器の定期検査・立入検査などの権限が移譲され、市の実情に応じた行政サービスを、早く、きめ細かく行うことができるようになります。

平成 26 年 4 月現在で明石市、加古川市、宝塚市など 40 市が指定されています。

***²⁶ 財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指標です。指数が高いほど税収などが多く、豊かな団体ということになり、1 を超える団体には、原則として地方交付税は交付されません。

***²⁷ 経常収支比率**

財政構造の弾力性をみるための指標で、日常的な行政活動に必要な経費に、市税や地方交付税などの自由に使える収入がどのくらい使われているかの割合です。

この数値が低いほど、自由に使える収入に余裕があることになり、財政構造に弾力性があることになります。一般にこの値が 80%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあるといわれています。

***²⁸ 将来負担比率**

平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

一般会計の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担など、各地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対してどれくらい大きいかを示す比率です。

この比率が市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400%を超えると、市債の発行に総務省の許可が必要となります。

***²⁹ 延べ面積**

建物の壁に囲まれた各階の床面積の合計のことです。

***³⁰ 臨時財政対策債**

国の地方交付税の財源が不足しているため、特例として発行が認められている市債（借金）のことです。地方交付税の振替財源とされているため、元利償還金の全額が後年度の地方交付税で補てんされます。

***³¹ 明石駅前南地区市街地再開発事業**

「人々の暮らしを、海・食・時で彩るまちに」を基本コンセプトとした「明石市中心市街地活性化基本計画」(平成22年11月)において、中心市街地の活性化における核となる重要な事業の一つとして位置づけている事業です。

商業施設に加え、図書館や子育て支援施設、健康・保健施設、医療モール、市役所窓口機能、高層住宅などの暮らしに直結する複合施設を整備し、まちの賑わいを創出することとしています。

***³² 中学校給食**

成長期にある中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な昼食を提供するとともに、食育を推進することを目的に、市立中学校において給食を実施する事業のことです。

***³³ 第三セクター等改革推進債**

経営が悪化した公営企業や第三セクターなどを廃止・清算する際に、平成21年度から平成25年度までの間に限り、地方公共団体が発行することができる地方債のことです。多額の負債を早期に処理し、地方財政の健全化を進めることが目的であり、地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行が認められます。

***³⁴ 基礎自治体**

住民に最も身近な行政サービスを行う総合的行政主体である地方自治体のこと、市区町村を指します。これに対して、広域自治体は都道府県を指します。

***³⁵ 自主財源**

市税や使用料、手数料など、市が自らの権限で収入することができる財源のことです。これに対して、国庫補助金や地方交付税など、国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられたりする収入のことを依存財源といいます。

***³⁶ 受益者負担**

税負担とは別に、特定の行政サービスを受ける者に受益に応じた負担を求めることがあります。公共施設の使用料や各種証明書発行に伴う手数料などが該当します。

***³⁷ プラント運転業務**

クリーンセンター、浄水場、浄化センター等の大型機械設備の運転業務のことです。

***³⁸ 繰出金**

市の一般会計から、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの特別会計や水道事業などの企業会計に支出する経費のことです。

***³⁹ 特別会計**

特定の歳入があり、一般会計と分けて収支を明確にしている会計です。本市では、平成26年度においては、国民健康保険事業、下水道事業など12の特別会計を設置しています。

***⁴⁰ 企業会計**

特定の事業により収益をあげて独立採算を基本とする、民間に近い経理を行う会計です。本市では、平成26年度においては、水道事業、大蔵海岸整備事業の2つの企業会計があります。

***⁴¹ 地域手当**

国の場合、様々な地域に勤務する国家公務員の給与について、地域ごとの民間賃金水準との均衡を図るために、市区町村別に支給率を定めて支給する手当です。地方自治体においても、国公準拠の考え方から、同様の趣旨で支給する手当です。

***⁴² 特殊勤務手当**

法令等に基づき、職員が著しく危険、不快、困難な業務に従事した場合に、その実績に応じて支給する手当です。

***⁴³ 技能労務職**

現業業務に従事する自動車運転手、作業員、給食調理員等のことです。

***⁴⁴ 18債権**

未収金対策の一環として立ち上げた債権管理対策会議において、管理対象としている債権のうち、企業会計の債権である水道使用料を除く18債権を指しています。

具体的には、①市税 ②国民健康保険料 ③保育所保育料 ④助産施設入所者負担金
⑤介護保険料 ⑥後期高齢者医療保険料 ⑦下水道使用料 ⑧下水道受益者負担金
⑨生活保護返還金 ⑩国民健康保険返納金 ⑪災害援護資金 ⑫住宅資金等貸付金
⑬専修学校奨学金貸付金 ⑭水洗便所改造資金等貸付金 ⑮市営住宅使用料
⑯駐車場使用料 ⑰高校生奨学金 ⑱放課後児童クラブ保護者負担金 です。

***⁴⁵ ペイジー**

税金や公共料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニエンスストアのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスのことです。

***⁴⁶ 個人給付**

個人を対象に金銭等を給付する事業のことです。

***⁴⁷ 公有財産**

地方自治体が所有する不動産などは「公有財産」と呼ばれ、「行政財産」と「普通財産」に区分されています。

***⁴⁸ 劣化度調査**

建物の部位・設備ごとに、その劣化状況を調査することです。経過年数や劣化状況等により、今後の改修時期と費用がいくら必要かの見通しを立て、計画的な修繕を目指すものです。

***⁴⁹ 後見支援制度**

認知症、知的障害、精神障害などによって、自分で十分な判断をすることができない方の権利や財産を守り、法的に支援するための制度のことです。

本市では、後見制度に関する各種相談、後見受任、市民後見人の要請、関係機関との連携及び同制度の普及啓発などを一体的に行う「後見センター（仮称）」を設立する予定です。

明石市議会における
議員定数及び議員報酬についての最終報告

平成25年3月14日
明石市議会活性化特別委員会

1 はじめに

明石市議会は、これまで様々な角度から議会のあり方に関する検討を行い、議会の活性化を推進してきた。平成24年3月には、議会基本条例の制定に向け、また議員定数及び報酬について検討するため、市議会活性化特別委員会を設置し、以後、これまで24回にわたり委員会を開催し、明石市議会として適切な議員定数及び報酬について、市民アンケートや他市の調査、議会報告会で出された意見などを踏まえ、民意の反映や人口規模、委員会構成など様々な観点から慎重な議論を行ってきた。

この報告書は、議員定数及び報酬の検討に関し、市議会活性化特別委員会での議論の経過と結果を最終報告としてまとめたものである。

2 本市議会における議員定数及び議員報酬について

(1) 基本的な考え方

市議会は、合議制の意思決定機関として、市民の多様な声を十分に市政に反映し、二元代表制の下で市政に対する監視機能を果たすという重要な使命がある。また、地方分権の進展に伴い、国や県から多くの権限が市に移譲されるなか、今後ますます議会の果たすべき役割は大きくなると考えられる。

議員定数は、議会制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすためには、一定の議員数は確保しなければならないと考える。

一方で、近年の景気低迷による歳入減少や少子高齢化による社会保障費の増加、今後予定されている市の大規模事業などによる財政負担の増大など、本市の厳しい財政状況を考慮すると、歳出削減は本市の喫緊の課題であり、議会においても何らかの対応が求められている。

なお、昨年度に実施した市民アンケートでは、議会の姿が見えない、議員の活動が見えないと多くの声が多くみられた。本市議会では、議会基本条例の検討を進めており、開かれた議会を実現し、議会がその役割を十分に果たすための取り組みを進めることが重要であると考える。これらを踏まえて、適切な議員定数、報酬について検討を行った。

(2) 検討の経緯

議員定数、報酬の見直しに当たって、前年度に実施した市民アンケート結果のほか、県内29市及び特例市40市（政令で指定する人口が20万人以上の市。明石市をはじめ鳥取市、佐世保市等）の議員定数、人口、面積、財政規模、常任委員会の運営などの調査結果に基づき、分析を行った。そして、定数につ

いては、①人口規模、②委員会審査の充実、③市政に対する監視機能の強化、④県内各市や特例市との比較、⑤市の財政状況、⑥市民意見の反映、⑦小学校区などの市域、以上の7つの論点で、また、報酬については、①特別職報酬等審議会との関係、②県内各市や特例市との比較、③市の財政状況、④議員活動に応じた報酬、以上の4つの論点で議論を行った。

平成24年10月には、議員定数、報酬の各論点に基づいて、本市の現状や委員から出された意見を中間報告としてまとめ、11月の議会報告会で市民に示し、意見交換を行った。

その後、これまでの議論や市民の意見を踏まえ、議員定数については、「6人削減し25人」、「3人削減し28人」、「2人削減し29人」、「1人削減し30人」、「現状維持(31人)」、「2人増員し33人」、「6人増員し37人」の7案について検討し、議論を重ねた。

そして、平成25年1月には、最終報告案として、議員報酬と関連した形で次の4案に絞り、市民意見公募や議会報告会において、市民意見を公募した。

- 案1 議員定数は29人、議員報酬は特別職報酬等審議会の議論にゆだねる。
- 案2 議員定数は29人、議員報酬は議会独自に議論して減額する。
- 案3 議員定数は現状維持、議員報酬は議会独自に議論して減額する。
- 案4 議員定数は現状維持、議員報酬は特別職報酬等審議会にゆだねたうえで、その結果に対して議会独自に議論する。

この4案に対する市民意見公募については、民意の反映や議会の権限・機能を維持するためには定数は減らすべきでない、また一方、厳しい経済状況の中で議員が先に身を削るべきなど様々な意見がある中、本委員会においてさらなる議論を行った。しかし、委員の中で、定数を29人とする案2と、定数を現状維持する案4で最後まで意見が分かれた。この2つの案が拮抗し、結論が見出せない状況の中で、委員長から、これまで真剣に議論してきた経緯、また議論を進めて合意形成を図るという議会としての原点に戻り、一定の合意点を見出したい旨の申し出があり、委員長提案として、本市の厳しい財政状況や市民の意見などを考慮し、定数30人とする案が示された。そしてさらなる議論を進めた結果、定数については、次の(3)のとおり、本委員会として一本化はできなかったものの、多数意見として、1人減で定数30人とする案を採用し、本委員会の結論とすることとなった。

(3) 議員定数に関する結論

- ① 多数意見（本委員会の結論）………… 委員長を除く委員9人中、7人

議員定数は、現状の31人から1人削減し、30人とする。

市民アンケートの結果など議員定数を減らすべきという市民の多数の意見は重く受け止め、議会としての姿勢を示す必要がある。一方で、本年1月の議会報告会や市民意見公募では、議員定数の削減は民意の切り捨てであり、議会の本旨である民主主義を体現するためには現状を維持すべきとの意見も多数出された。本委員会の中で定数29人とする意見と現状維持とする意見が拮抗する中で、市民意見やこれまでの本委員会での議論を踏まえ、協議を重ねた結果、定数の一本化に向けて調整努力中の委員も含め、本市議会の議員定数は30人とするとの結論に達した。なお、明石市議会議員定数条例の改正については本定例会で行い、施行は次の一般選挙のときからとする。

② 少数意見

本委員会の少数意見として、議員定数を29人とする意見と、議員定数を現状維持とする意見がある。

ア 議員定数は、現状の31人から2人削減し、29人とする。……委員1人

市民アンケートの結果や市民意見を反映し、議会報告会で定数29人を最終報告案の1つとして示した経緯も踏まえ、議会としての姿勢を示すべきであるとした。

イ 議員定数は、現状の31人を維持する。…………委員1人

市議会には民意を反映するという重要な役割があり、定数削減は民意の切り捨てである、また、議会機能の強化、活性化の観点からも、定数削減は議会改革につながらないとした。

(4) 議員報酬に関する結論

議員報酬は、特別職報酬等審議会にゆだねたうえで、その結果に対して議会独自に議論する。

議員報酬については、特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されてきた。議員報酬は、公平な第三者である同審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として独自に判断することを結論とした。